新型コロナウイルス感染症対策本部会議においての決定事項 (令和3年5月7日開催分)

【市内飲食店・カラオケ店への時短要請及び協力金の支給の期間延長について】

・「奈良県緊急対処措置」の期間延長が決定した場合、令和3年5月1日から5月 11日までとしていた橿原市内の飲食店・カラオケ店に対しての営業時間(午後8 時まで)の短縮要請を、令和3年5月31日まで延長する。また、対象店舗への見 回りは本市「感染予防推進宣言」ステッカーの巡回体制により実施する。

【公共施設の休館等の期間延長について】

- ・令和3年5月1日から5月11日までとしていた橿原市の公共施設等(一部を除く)の休館を、令和3年5月31日まで延長する。(「公共施設の開館・休館状況」参照)
- ・保育所での延長保育や土曜保育、一時預かり保育を可能な範囲で利用を控えてもらうよう要請する。

【市主催イベントの中止について】

・令和3年5月1日から5月11日の期間、市主催の全てのイベントを中止していましたが、これを令和3年5月31日までの期間に延長する。

【学校活動について】

・令和3年5月1日から5月11日の期間、学校の部活動の一部自粛や学校体育施設 開放事業を中止していましたが、令和3年5月31日まで延長し中止する。